

大和市告示第51号

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和私立幼稚園協会補助金交付要綱（平成21年大和市告示第214号）の一部を次のように改正する。

第1条中「私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第1号に規定する私立の幼稚園をいう。以下同じ。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項）」を「私立幼稚園等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項）」に改め、「の研修及び福利厚生に係る事業を行い、職員等」を削る。

第2条を次のように改める。

（補助事業）

第2条 補助事業は、協会が実施する職員等の資質を向上させるための研修等に係る事業とする。

第3条中「私立幼稚園及び認定こども園」を「私立幼稚園等」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

第5条を次のように改める。

（請求及び交付）

第5条 補助事業者は、規則第6条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を概算払で交付し、次条に規定する実績報告に基づき精算するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。